

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和5年8月18日

奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会  
会長 石川 重元

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 令和5年度奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」開催支援業務
- (2) 業務目的 「奈良県冬季誘客イベント『大立山まつり』」は、県内各市町村等が地元の伝統行事や食等を披露し、文化を継承すると共に、郷土の誇りを醸成すること及び歴史文化の魅力を体感していただき、地域の魅力を知っていただくことで、県内各地への誘客につなげることを目的としている。
- イベント名を「奈良ちとせ祝ぐ<sup>ほ</sup>寿ぐ<sup>ほ</sup>まつり 2024 (大立山まつり)」(以下「まつり」という。)とし、奈良県各地の伝統行事の披露や、地域の特産品を使ったあたたかい食等の提供、奈良の歴史や文化の魅力に関連する企画などを集結させることで、まつりへの来訪やまつり後の県内各地への観光周遊の動機付けにつなげる。
- また、まつりの全体計画については、令和5年度奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」事業計画に記載されており、奈良県観光局ならの観光力向上課ホームページ参照のこと。
- 令和5年度の開催内容については以下のとおり。
- 主催：奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会（以下「実行委員会」という。）
  - 開催日時：令和6年1月27日（土）10時～16時  
令和6年1月28日（日）10時～16時
  - 開催場所：平城宮跡歴史公園朱雀門ひろば等
  - 参考来場者数：21,367人（令和元年度の平城宮跡歴史公園での2日間の来場者実績）
- (3) 業務場所 平城宮跡歴史公園等
- (4) 業務内容 令和5年度奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」開催に係る支援業務。詳細は4.（2）で交付する「業務委託仕様書」による。
- (5) 業務量の目安 51,000千円（消費税及び地方消費税込み（税率10%））以内
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

## 2. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

ただし本業務の受託のために結成された共同企業体による応募の場合は、構成する全ての者が、下記の①から⑫までの要件を満たし、代表者若しくは構成員のいずれかが下記⑪、⑫の要件を満たしている者であること。

### (1) 参加資格要件

- ① 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ② 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間

中でない者であること。

- ④ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑥ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑪ 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格で営業種目Q5①「役務の提供（広告・イベント業務）」に登録しているものであること。（ただし、企画提案書提出時点において、登録申請中であれば可とする。）
- ⑫ 企画・催事運営までの業務を履行できる者であり、過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）に国又は地方公共団体（協議会等を含む）と同種類似業務の企画・演出・運営業務（受託金額が1契約50,000千円程度）の契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。

## （2）共同企業体の参加について

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ② 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

## 3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- （2）複数の企画提案書等を提出したとき。
- （3）提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- （4）提出書類に虚偽又は不正があったとき。

- (5) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

#### 4. 手続き等

- (1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

（奈良県 観光局 ならの観光力向上課内）

奈良県冬季誘客イベント「大立山まつり」実行委員会事務局

電話番号：0742-27-8974

FAX番号：0742-27-1065

- (2) 「業務委託仕様書」及び「委託事業者募集要項」の交付

令和5年8月18日（金）から令和5年9月1日（金）15時までの間に、実行委員会事務局ホームページ（奈良県観光局ならの観光力向上課のホームページ）に掲載又は事務局で交付

- (3) 参加表明書の提出

令和5年9月1日（金）15時まで

事務局あて持参又は郵送

※郵送の場合は発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。

- (4) 企画提案書等の提出

令和5年9月8日（金）15時まで【必着】

事務局あて持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便に限る。また、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。

- (5) 質問の受付

令和5年8月18日（金）から令和5年9月1日（金）15時まで

事務局あてファクシミリにて送付

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

- (6) ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）の実施

令和5年9月14日（木）実施予定。

時間等の詳細は、後日対象者に通知する。

- (7) 受託者の特定

令和5年度「大立山まつり」開催支援業務受託者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において審査を行う。各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。ただし、各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は契約の相手方として特定しない。

提案者が1者の場合は、全ての評価項目において各委員の合計得点が6割以上で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。

#### 5. 受託者を特定するための評価基準

- ①実施方針・業務推進体制（10%）

1) 業務目的、趣旨の理解度

2) 実施手順・実施スケジュールの妥当性

3) 受託実績・実施体制の充実度、妥当性

- ②会場利用方針（10%）

- 1) 会場レイアウトの妥当性
- 2) 会場設営及び会場内の施設活用の妥当性、充実度
- ③ イベント（各コンテンツ）の盛り上げ（30%）
  - 1) 企画演出内容の充実度、誘客性、話題性
  - 2) 大立山の活用方針の妥当性・充実度
  - 3) 来場者の参加可能性
- ④ 来場者の安全対策や利便性・防寒対策、案内看板の設置、近隣住民等への配慮（20%）
  - 1) 安全対策の妥当性、充実度
  - 2) 利便性・防寒対策の妥当性、充実度
  - 3) 案内看板の設置の妥当性、充実度
  - 4) 近隣住民等への配慮の妥当性、充実度
- ⑤ 広報活動（20%）
  - 1) 実施内容の充実度
  - 2) まつりへの誘客性、話題性
- ⑥ 概算事業費（10%）

※概算事業費において、委託上限額として示している金額を超えている場合については特定しない。

## 6. その他

- (1) 書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。
- (2) 本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託するうえで最も適した「受託者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではないことに留意すること。企画及び運営の業務については契約後改めて当実行委員会事務局等との協議のもと進めるものとする。
- (3) 契約の締結
  4. (7) により受託者として特定した者と契約を締結する。  
ただし、契約締結までの間に、奈良県の競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 本公告、業務委託仕様書により得た情報は企画提案書等の作成以外の目的には使用できない。

以 上